

<議題 3>

2021年7月15日～16日
第90回定期全国大会

全国組織検討委員会答申

はじめに

第89回定期全国大会の決定に基づき、全国組織検討委員会を設置し、この間、本部から提起された「国労の課題と方向性—今後5年を見据えた組織ならびに運動展開」に基づき、今後を見据えた組織の課題や財政のあり方について認識の統一をはかりながら、検討を行ってきた。いうまでもなく検討のすべての基本となるのは組織人員であるが、今年度においても、定年等により退職した組合員は700名を超え、すでに昨年度から現職と再雇用者の比率は逆転しており、国労組織の年齢構成上からも今後さらに再雇用組合員の比率が増加し、現職組合員の急激な減少は避けられない状況にある。全国組織検討委員会は、こうした組織を取り巻く厳しい現実を見据えながら、抜本的な対策を講じるため、真摯な議論を重ねてきた。その結果、今年度において結論を得た事項と引き続き検討する事項等の整理をはかり、次のように答申を行うものとする。

I. 経 過

(1) 全国組織検討委員会の設置と委員の構成について

2020年10月19日、以下の構成による組織検討委員会を設置した。

委員長	佐藤 裕樹	(本部書記長)
委員	宮崎 浩則	(本部総務財政部長)
〃	木村 忠義	(本部業務部長)
〃	菊地 宏之	(北海道本部書記長)
〃	伊藤 隆夫	(東日本本部書記長)
〃	菊池 要悦	(盛岡地方本部書記長)
〃	鎌田 博一	(東京地方本部執行委員長)
〃	渡邊 和久	(東海本部書記長)
〃	植田 重信	(西日本本部書記長)
〃	大江 康昭	(四国本部書記長)
〃	岩元 孝信	(九州本部書記長)

(2) 全国組織検討委員会に附託された案件

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

(3) 委員会の開催日

① 全国組織検討委員会

第01回	2020年10月19日
第02回	〃 11月08日
第03回	〃 12月04日
第04回	2021年01月14日
第05回	〃 02月02日
第06回	〃 03月06日
第07回	〃 03月30日
第08回	〃 04月20日
第09回	〃 05月11日
第10回	〃 05月31日
第11回	〃 06月14日
第12回	〃 06月28日
第13回	〃 07月10日

② 本部組織検討委員会

第01回	2020年10月30日
第02回	〃 1月24日
第03回	2021年02月25日
第04回	〃 03月29日
第05回	〃 04月16日
第06回	〃 05月07日
第07回	〃 06月05日
第08回	〃 07月05日

II. 結論を得た事項

1. 本部枠の専従配置について

- (1) 2021年度において専従配置基準を組合員1,000名につき1名と改め、配

置基準を現行の地方本部単位からエリア本部単位に変更する。これに伴い、本部専従定数を現行の11名から5名に改め、2021年度は本部2名、東日本本部3名の配置とする。尚、専従配置基準については2022年度以降も引き続き検討を行う。また専従役員定数についても現職と再雇用組合員数の推移を見極めつつ、今後の組合費収入を勘案しながら更に見直しを進めるよう検討を深める。

- (2) 非専従役員については現行通り、年齢制限を設けないものとし、今年度も60歳に到達した者についての本部専従は認めない。この取り扱いについては引き続き検討を行う。

2. 役員の任期について

- (1) 組織を取り巻く現状に鑑み、監査員の任期を現行3年から2年とし、規約の一部改正を行う。

3. 書記定数等について

- (1) 書記配置を組合員650名につき1名とする配置基準については引き続き見直しを進める。
- (2) 本部雇用ならびに準雇用およびシニア書記の退職に伴う欠員補充や新規採用は行わず、配置転換ならびに兼務などで対処し、アルバイト雇用等も検討する。

4. 代議員・中央委員の選出単位の変更と地方本部の設置ならびに基準について

- (1) 組織を取り巻く現状に鑑み、代議員ならびに中央委員の選出・選挙区の単位を現行の地方本部毎からエリア本部毎に変更する。これに伴い、規約および規則の一部改正を行う。
- (2) 代議員・中央委員の選出基準に係わる規約の一部改正にもとづき、今後はエリア本部を単位とする代議員の選出比率を基本に規約第7条による地方本部の設置箇所を検討する。但し、地方本部の統合・再編についてはその役割と機能を見極めながら、会社（支社）対応や外郭団体および共闘関係などを勘案しつつ、財政的見地からも設置のあり方を再検討する。

5. 全国協議会等のあり方について

- (1) 全国協議会（清算事業団・貨物・自動車・ソフトバンク）のあり方について引き続き検討を行う。
- (2) 青年・女性部および家族会のあり方
今後の青年・女性組織のあり方については、当該組合員との意思疎通を図りながら引き続き検討を進め、「青年・女性対策委員会」等の設置やこれに伴う規則等の制定など過度的措置について引き続き具体的検討を行う。また、国労家族会との連携についても、引き続き各級機関において当該組織との意思疎通をはかる。

6. 組織のあり方について

組織のあり方については、組織内でさまざまな意見があることを踏まえながら引き続き慎重に議論を進める。但し、今後は組織人員の急速な減少が避けられないことから、早急に現状に見合った具体的な組織のあり方を示すことが求められる。

7. 組合費について

(1) J R 現職者の組合費ならびに平均組合費 7,800 円については現行通りとする。

(2) J R グループ会社社員の組合費徴収について

J R グループ会社社員の組合費について、現行通り基本給×15/1000 とする。尚、最高限度額は 3,600 円、最低組合費については 2,300 円、平均組合費については 3,000 円とする。さらに、これに伴う地方本部交付金は現行通り 1,500 円、エリア本部交付金は 600 円、本部 900 円とする。また、J R グループ会社非正規社員の組合費についても、現行通り 2,300 円とする。

(3) 地方本部交付金の取り扱いについて

地方本部交付金については、現行通り J R 現職者は 1,700 円、それ以外の臨時雇用員・ハーフ勤務者（西日本以外）を除いては 1,500 円とし、エリア本部が交付する。尚、スト基金及び組織拡大行動資金の本部納入方法についても現行通りの取り扱いとする。

(4) 組合員の減少に伴う組合費収入と交付金のあり方について、引き続き検討を行う。

8. オンラインあるいは書面審議による各種機関会議等の開催に係る規約・規則の一部改正について

新型コロナウイルス感染症拡大により、書面審議もしくは遠隔会議システムによる大会、中央委員会、各種機関会議等の開催は現行の規約・規則の解釈と運用により行ってきた。こうした現状に即した規約および規則の一部改正を行なう。

9. 犠牲者救済資金および業務上過失事故救援資金の徴収について

現行通りとし、徴収については引き続き検討することとする。

10. 財政確立については、財政専門委員会を設置し、取り組みを進める。とりわけ組合員の大量退職に伴う組合費収入の急激な減少が避けられないなかで、引き続き組合費の見直しや交付金の配分、専従定数のあり方など財政全般についての抜本的な検討を行う。

Ⅲ. 引き続き検討する事項

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

以 上